

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に鈴木智一農業委員、新木英男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第3号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第3号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は使用貸借権、所在地は大字平方字小塚の農地で、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。形態については転用、用途は住宅敷地、施設は木造二階建て建物を建てるため、開発許可が必要である。農振農用地であるが、平成3年9月5

日付けで農振除外を受けている。除外後の農地区分は第1種農地であるが、住宅目的のため不許可の例外に該当する。

申請番号2、地区は原市地区、権利は使用貸借権、所在地は大字瓦葺字梶ヶ谷戸の3筆である。地目はいずれも登記、現況ともに畑である。形態は転用、用途については住宅敷地と道路後退用地で、施設は木造二階建て建物を建てるため、開発許可が必要である。農地区分は第2種農地である。

申請番号3、地区は大石地区、権利は使用貸借権で、所在は藤波一丁目、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。形態は転用で、用途は駐車場の敷地拡張のため、開発許可は不要である。令和4年3月29日付けで農振除外がなされており、除外後の農地区分は第1種農地であるが、既存敷地の2分の1までの敷地拡張のため、不許可の例外となる。

申請番号4、地区は上平地区、権利は使用貸借権、所在は大字上字新梨子下で、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。形態は転用で用途は専用住宅、施設は木造二階建て建物を建てるため開発許可が必要である。農地区分は第1種農地であるが、住宅目的のため不許可の例外に該当する。

議
(報

長
告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた

申請番号1について平方地区の新木農業委員が報告した。4月23日(土)に担当委員4名で現地調査を行ったところ、写真のとおりきれいに管理されていた。

申請番号2について原市地区の黒須推進委員が報告した。4月22日(金)に担当委員3名で現地調査を行った。農地として使っており、整備されたきれいな状態で、境界杭も確認できた。

申請番号3について大石地区の山岸農業委員が報告した。4月23日(土)に担当委員5名で現地調査を行った。現地は草刈り等がされており、四隅には境界杭がしっかりあった。

申請番号4について上平地区の市村推進委員が報告した。4月20日(水)に担当委員4名で現地調査を行った。以前は栗畑であったが、栗は伐根されてきれいな畑として管理されていた。近隣の畑に影響は無く、問題は無い。

- 議 長 本件について意見を求めた。
- 新木農業委員 申請番号3について、現地報告の中で、通路よりも申請地のレベルが高いという説明があったが、高さはどのくらいあるのか。また、土地選定理由書に、墓地増設に伴い既存の駐車場では止めきれず、周辺道路へ駐車し迷惑をかけているとあるが、使用率や将来を見込んでの当初の計画があって、駐車台数が確保されていると思う。農振除外の申請時にも話があったが、関係部署との事前調整や協議の進捗はどうなっているのか。
- 事 務 局 造成地のレベルについては、申請書の図面に記載があり、20cm程度のレベル差がある。整地の際し、てん圧を行って砂利を敷き、残土は発生しない計画になっている。もう1点の質問、関係課との調整については、通路に関しては道路課と、墓地の関係は生活環境課と協議を行っている。
- 新木農業委員 今、駐車場に関しての説明はあったが、墓地の増設は、農業振興地域内なので新規増設できないので、原野部分などに増設されるかと思う。選定理由書の中には、今後の需要を見込んで拡張すると書かれており、その辺の状況を確認したい。墓地の拡張があって、この駐車場の拡張があると思う。協議の進捗状況が分かれば聞きたい。
- 事 務 局 墓地の造成自体は、本件審査の協議事項ではないため、あらためて担当課に進捗を確認し、報告させてもらう。
- 市村推進委員 霊園は別な部署が担当だと思うが、彼岸などに参拝者が多く来て近隣に迷惑をかける可能性があるなら、開発申請時に必要な駐車場を確保するように指導すべきだったと思う。
- 事 務 局 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第3号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
議 長 議案第4号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号 1 は原市地区の畑 3 筆で、続柄は親子である。事由発生者は福祉施設に入所しているが、該当農地が施設の前にあり、指示を出すなどの農業に携わっていたことを確認している。また、事由発生者が固定資産税の支払いを行っていたことも確認している。現地は作付けされていないが、きれいに耕うんされ農地として管理されている。

議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 4 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第 1 号 専決処分について

- (1) 農地法第 4 条の届出の受理について
- (2) 農地法第 5 条の届出の受理について
- (3) 農地法第 4 条の届出の取下げについて

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後 3 時 10 分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年4月25日

議 長

署名委員

署名委員